

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」に関する意見

平成 30 年 5 月 25 日

提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
意見	<p>(該当箇所) ガイドライン案全体</p> <p>(意見) 在日米国商工会議所 (ACCJ) は、プライバシーや個人情報保護を確保することで消費者やユーザの信頼を得ることが健全な市場確保のために重要であり、同時に、データの自由で公正な流通の確保がイノベーションの源となり、インターネット産業の健全かつ持続的な成長に資すると考えます。今回パブリックコメントにかかっている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」（以下、「本ガイドライン案」）をはじめとして、様々な取組み等により個人情報保護委員会が個人情報の保護と利活用のバランスを図ろうとされる姿勢は大変歓迎すべきものであり、事業者の健全な成長に資するものですので、ACCJ としても引き続き協力していきたいと考えております。</p> <p>本ガイドライン案では、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）（以下、「法」とします。）24 条に基づき、EU を我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護の制度を有する外国として指定し、併せて、欧州委員会が GDPR 第 45 条に基づき、日本を充分性認定の対象とすることが明記されています。これは、個人情報保護委員会が、EU からの要求に一方向的に応じるのではなく、日本の個人情報保護に関する法体系の説明や、国内外の様々なステークホルダーとの意見調整等を行いつつ、対等な交渉を続けられたことによるものと考えます。法律改正を行うことなく、しかも双方向での個人情報の移転を確保する形で、充分性を取得することになったことは日本にとって大きな進展であり、個人情報保護委員会による現在までの努力に敬意を表すとともに、これを高く評価いたします。</p> <p>しかしながら、個人情報保護法は、個人情報を取り扱うすべての事業者について適用されるため、本ガイドライン案による必要以上の影響が事業者には及ばないよう注意が必要であると考えます。そうでなければ、そもそも法律改正を要せずに充分性認定を可能とした当初のスタンスが崩れてしまうからです。例えば、法 2 条第 7 項に関し、本ガイドライン案で個人データの消去期間を取り除くこととするのは、特に 6 か月以内に消去するよう</p>

な個人データを取り扱ってきた企業に対し、影響が小さくありません。また、法 15 条、16 条、26 条に関し、特定された利用目的を含め、取得の経緯を確認し、記録することが必要とするのは、事業者に対する新たな負担となりえます。したがって、本ガイドラインにも再三記載されているものの、本ガイドラインが EU から日本に対し十分性認定により個人データが移転した場合にのみ適用されるものであるべきことを改めてご確認いただくよう要望します。

法 24 条に基づき、EU を我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護の制度を有する外国として指定することにより、EU 以外の国・地域についても同等の水準にある国として指定はされないのかといった議論が起りえます。しかし、法 24 条及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）等により、上記の場合以外の方法、具体的には、APEC 越境プライバシールール（CBPR）や契約等による継続的個人情報保護措置等の方法が確保されていると認識しています。特に、日米間の公正で自由なデータ移転は、日米双方の密接な関係を維持し、これを通じた経済の継続的な発展に資するものとなります。そのため、同等性認定によらなくても、上記のそれ以外の方法により、日米間のデータの自由な流通が阻害されないことを再確認いただくよう要望します。

また、同等性認定以外の越境移転の重要な方法である APEC の CBPR については、参加国の増加に伴い、参加企業の増加も見込まれることから、アジア太平洋地域における信頼に足るフレームワークとして成長しつつあります。このため、日本政府には、米国や他の APEC 加盟国と連携し、さらには APEC のリーダーとして、引き続き CBPR の推進を図っていただくようお願いしたく存じます。ACCJ は、民間の立場からできる限り日本の CBPR 推進に向けたリーダーシップを支援して行く所存です。最後に、EU 以外の国・地域と日本との間の越境移転について委縮効果が及ばないよう、越境移転に関するルールを含めた個人情報保護法の啓発・普及を一層強化いただけるようお願い申し上げます。

（該当箇所）

6 ページ・本文 2 行目

（意見）

目的外利用の同意に関する法第 16 条では、GDPR で規定される以上の制限がされているように読めます。GDPR 第 6 条では、EU や加盟国の法律、compatible purposes（当初収集された利用目的と合致する場合）等、同意がない場合の取扱いが認められています。

そこで、データの二次利用について、EU の GDPR で認められる同意の代替方法が本ガイドラインにおいても認識されるよう、Q&A 等で明確にするよう、ご考慮いただくよう要望します。

	<p>(理由) 利用目的の特定、利用目的による制限に関するルールについて、明確に していただくため。 * * *</p> <p>(該当箇所) 10 ページ・本文 5 行目</p> <p>(意見) 本ガイドラインでは、匿名加工情報が「個人を再識別することを何人にも 不可能とした場合に限り、～匿名加工情報とみなす」と規定されていま す。「もはや識別できない」として、通常一般人「一般人 及び一般的な事 業者の能力、手法等を基準として」にとって識別が不可能かどうかを決定 するとしており、現在の匿名加工情報についてのガイドラインと不一致が あるように読めます。GDPR では、匿名データ(anonymized data)の定義 において、単に「データ主体が識別できない、または、もはや識別できな い(the data subject is not or no longer identifiable)」と規定されてい ると記載されていると理解しています。 そこで、「何人にとっても不可能」とは、一般人 及び一般的な事業者の能 力、手法等を超えたものではないことを明確にさせていただくよう要望しま す。</p> <p>(理由) 上記について、文言が不明確であるため。</p>
--	--